

歴史的公文書に関する全国調査(公文書館未設置)

都道府県名	1 (選別・保存)		2 (閲覧)						3 (廃棄・選別)			4 [公文書館の設置検討]	5 (酸性紙問題)	6 (その他)	備考	
	(1) [保存の有無]	(2) [保存の仕組み]	(1) [閲覧の仕組み]	(2) [条例の対象]	(3) [非公開情報の取扱い]	(4) [閲覧までの期間]	(5) [1年間の利用]	(1) [廃棄量]	(2) [選別・保存量]	(3) [誰がどのように作業しているか]						
青森県	イ：無 歴史的価値を有する公文書の保存を定めた規程はない。ただし、重要文書等は永年保存。	イ：無	イ：無	ア：対象	③(両条例の対象となる。) 条例により、県立図書館などにおいて、歴史的な資料として特別の管理がされているものは、対象となる行政文書から除く。ただし、歴史的公文書に関する規程等はないことから、開示・閲覧に当たっては、通常の行政文書として対象となる。	(無回答)	(無回答)	(無回答)	約13トン・文書保管庫保存分	(無回答)	歴史的公文書に係る選別・保存の規程等はない。(「青森県文書取扱規程」に基づき、行政文書の主管課長が保存・廃棄の判断をすることとなる。)	イ：未検討	ウ：課題 ・文書保管庫に除湿器を設置している。		歴史的公文書としての取扱(申請)の事例はない。	
岩手県																
山形県	ア：有 1,101簿冊	ア：有	イ：無	イ：対象外	公文書の定義から歴史的資料として特別に保有しているものを除いているため。	(無回答)	(無回答)	(無回答)	4,123簿冊	14簿冊	(無回答)	イ：未検討	ア：取組みあり ・山形県の単価契約物品調達で中性紙を指定。	(無回答)		
石川県	ア：有 歴史的公文書は永年保存(文書管理規定)	ア：有	イ：無 永年保存は情報公開の対象。	(無回答)		(無回答)	(無回答)	(無回答)	約10,000簿冊	(無回答)	平成18年から選別担当1名(嘱託職員・県OB)が選別案を作成、内部の検討会で検討後、原課に協議して合意が得られたものについて保存期間を永年に変更。	イ：未検討	イ：取組みなし	(無回答)		
山梨県	ア：有 詳細は不明。	ア：有	イ：無	イ：対象外	行政文書としての保存期間を満了し、廃棄すべきもので、一般行政の事務処理上の必要性からでなく、その資料的価値から保有しているものであるため、対象としていない。	イ：すべて非公開	—	—	9,155簿冊	5簿冊	各課の職員が選定基準に基づいて判断し、当課の職員がチェックをする。	イ：未検討	イ：取組みなし	(無回答)		
静岡県	ア：有 約50,000簿冊	ア：有	イ：無	場合により対象。	当県では、歴史的文書等については、保存管理体制が整うまでの間、これを利用に供さないこととしている。しかし、閲覧の申込みがあった場合は、一般の公文書と同様、情報公開条例による開示請求をしてもらうことになる。	ア：部分公開	事例がない。	なし	保存箱で約4,500箱 ※保存箱の大きさ：縦35cm、横28cm、高さ23.5cm	保存箱で約40箱程度	非常勤職員(県職OB)1人が選別作業に当たっている。	ウ：必要	イ：取組みなし	なし		
三重県	ア：有 11,300簿冊 選別公文書 約4,000冊、明治期県庁文書 約7,300冊	ア：有	ア：有 (閲覧の仕組みはある。)	ア：対象	③(両条例の対象となる。)	ウ：目的により公開	当日対応	約30人	3,500簿冊	160簿冊	保存期間が満了した公文書を「公文書選別事務処理要領」に基づき、嘱託職員2名が選別を行っている。	ア：検討中	ア：取組みあり ・中性紙保存箱を使用	現在は歴史的公文書を、情報公開条例や個人情報保護条例の対象公文書としていないことについて検討の必要がある。	県史編さんグループ	
滋賀県	ア：有 9,098簿冊 「行政文書総簿冊目録」(明治元年～昭和20年)およびその追録に掲載された永年保存文書	イ：無	ア：有	ウ：場合によって対象	厳密な解釈をすれば情報公開条例の対象公文書に当たるが、現在は情報公開請求ではないやり方で公開している。	ウ：目的により公開	約2ヶ月・平成17年度(担当1名・週1日勤務だったため)	63人(組)	約90トン	—	選別作業は行っていない。	ウ：必要	ウ：課題 ・永年保存文書(戦後分)の件名目録の整備 ・歴史的公文書の選別・保存制度の導入 ・歴史的公文書の閲覧制度の充実(公開基準の作成など)			
奈良県																
島根県	ア：有 22,330簿冊	ア：有	ア：有	ア：対象	②(個人情報保護条例のみ)	ア：部分公開	1週間程度	22人(組)	約9,500簿冊	約2,000簿冊	嘱託職員を中心に過去の保存リストから公文書の選別・保存作業を行っている。	ウ：必要	ア：取組みあり ・中性紙の容器に入れているものもあるが、まだ劣化に対する対策をとっていないものが多い。	(無回答)		
愛媛県	— 不明	イ：無	(無回答)	(無回答)		(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	(無回答)	ア：検討中	イ：取組みなし	(無回答)	歴史的価値として公文書を取扱う制度がない。	
高知県																

歴史的公文書に関する全国調査(公文書館未設置)

都道府県名	1 (選別・保存)		2 (閲覧)						3 (廃棄・選別)			4 [公文書館の設置検討]	5 (酸性紙問題)	6 (その他)	備考
	(1) [保存の有無]	(2) [保存の仕組み]	(1) [閲覧の仕組み]	(2) [条例の対象]	(3) [非公開情報の取扱い]	(4) [閲覧までの期間]	(5) [1年間の利用]	(1) [廃棄量]	(2) [選別・保存量]	(3) [誰がどのように作業しているか]					
福岡県	ア：有 13,000簿冊	ア：有	ア：有	ア：対象	③ (両条例の対象となる。)	ア：部分公開	14日	12人(組)	約23,500簿冊	約500簿冊	行政経営企画課の担当者(一般行政職員1名)が、廃棄の1~2週間前に選別基準や過去の収集実績を参照しながら行っている。	ア：検討中	ウ：課題	福岡県の評価・選別基準は抽象的なため、実際の選別作業に困難が生じている。より具体的な基準の設定が必要と考えている。	
佐賀県	ア：有 7,593簿冊	ア：有	ア：有	ア：対象	① (情報公開条例の対象)	ア：部分公開	0~5日	48人(組)	800簿冊	-	総務法制課職員が選別し、保存作業を行っている。(非常勤嘱託職員を含む。)	イ：未検討	イ：取組みなし		
長崎県	ア：有 3,752簿冊	ア：有	イ：無	ア：対象		(無回答)	(無回答)	(無回答)	4,799簿冊	146簿冊	各課・室の長が歴史的文書等収集基準に基づき、選別・収集し、総務文書課長に引継し、総務文書課長は歴史的文書台帳を作成し保存する。	ウ：必要	イ：取組みなし	(無回答)	
熊本県	ア：有 4,000簿冊(推定)	ア：有	イ：無	ア：対象	③ (両条例の対象となる。)	ア：部分公開	(無回答)	(無回答)	約20トン	41簿冊	歴史的文書資料等の評価基準に従い、原課の職員が選別する。選別された文書資料は、出先機関の分も含めて私学文書課書庫で保存する。	イ：未検討	ウ：課題	(無回答)	
宮崎県	ア：有 30,600冊	ア：有	ア：有	イ：対象外	両条例は、現用公文書のみを対象としている。	ア：部分公開	10日	1,470人	3,600冊	514冊	宮崎県文書センターの運営嘱託員による選別後、総務課長決裁。	・その他現在の機関(宮崎県文書センター)を、将来的には公の施設とすることを検討。	ウ：課題	・各課の書庫に保管されている歴史的な公文書の移管をより円滑に進めること。 ・歴史的公文書の各簿冊中の件名の目録の作成、を課題としている。	
鹿児島県															